

[明石市臨時・非常勤職員ユニオンへの回答]

学校給食臨時調理支援員に関する要求について（回答）

みだしのことについて、次のとおり回答いたします。

1 雇用については、公募試験なしで雇用継続すること。

臨時調理支援員については、今年度末で任期が満了となることにともない、現行制度に基づく公募試験を実施する予定です。

2 会計年度任用職員への移行について協議すること

(1) 正規職員と同様に恒常的な仕事をしている臨時調理支援員を正規職員として移行すること。

臨時調理支援員を正規職員として雇用する考えはありません。

(2) 会計年度任用職員に移行することになった時は、学校給食従事員と同じ労働条件とするために以下の改善をすること。

- ① 雇用は、年金持続まで継続雇用をすること。
- ② 賃金は、学校給食従事員と同じとし、1年毎に4号給昇給すること。
- ③ 地域手当を支給すること。
- ④ 期末手当に勤勉手当を含め支給すること
- ⑤ 退職金制度は、今まで勤務した年数で制度化すること。
- ⑥ リフレッシュ休暇を制度化すること。
- ⑦ 公務災害の取り扱いを正規職員と同じく制度化すること。

会計年度任用職員制度の導入にあたっては、現在、全庁的にその制度設計を検討している段階であり、臨時調理支援員の処遇についても未定です。

このため、今後、これらの検討状況を踏まえながら、協議していきたいと考えています。